

ぐるなび通信記事広告サービス利用条件

第1条(適用)

ぐるなび通信記事広告サービス利用条件(以下「本条件」といいます)は、株式会社ぐるなび(以下「当社」といいます)が本条件に基づき提供する広告サービス(以下「本サービス」といいます)、詳細は次条にて定める)に関して、本条件に同意の上で本サービスの利用にかかる申込みを行い、当社がこれを承諾した者(以下「契約者」といいます)が本サービスを利用するにあたり、当社と契約者との間で適用されます。

第2条(定義)

本条件における用語の定義は、文脈上別の意味を有することが明白である場合を除き、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 契約者情報
本サービスの利用のために契約者から提供された情報(契約者の広告を含む)
- (2) 本広告
契約者情報又は取材時に収集した情報に基づいて当社が制作した広告記事
- (3) 本広告ページ
当社が当社のレストラン情報の掲載サービスを利用する飲食店に対し提供するシステム上に掲載される「ぐるなび PRO」内の「ぐるなび通信」のページから誘導される本広告を掲載するページ

第3条(本サービス)

1. 当社は以下のプランに基づくサービス(以下総称して「本サービス」といいます)を提供します。
 - (1) スタンダードプラン(取材、制作を行うプラン)
 - ・本広告を「ぐるなび PRO」内の「ぐるなび通信」に1か月間掲載
 - ・本広告ページに誘導するバナーを「ぐるなび PRO」TOP ページ上に2週間設置
 - ・本広告の1万PVを保証します。
 - ・取材可能なエリアは当社が別途定める区域内とします。
 - ・月間掲載5枠
 - ・申込期限は、本広告の掲載開始日の2か月前まで(年末年始等の長期休業がある場合は除く)
 - ・校正確認は最大2回。回数超過の場合は、第5条に定める追加の校正確認料が発生します。
 - ・掲載終了後、当社所定の掲載報告書を発行します。
 - (2) ライトプラン(取材なしプラン)
 - ・本広告を「ぐるなび PRO」内の「ぐるなび通信」に1か月間掲載
 - ・本広告ページに誘導するバナーを「ぐるなび PRO」TOP ページ上に1週間設置
 - ・月間掲載3枠
 - ・申込期限は、本広告の掲載開始日の3週間前まで(年末年始等の長期休業がある場合は除く)
 - ・校正確認は1回。回数超過の場合は、第5条に定める追加の校正確認料が発生します。
 - ・掲載終了後、当社所定の掲載報告書を発行します。
2. 本広告の掲載期間の延長を希望する場合は、第5条に定める掲載延長料が発生します。
3. 本広告の掲載期間終了後、管理システム上のアーカイブに掲載が継続する場合がありますので、掲載を希望しない場合は別途当社に通知するものとします。
4. 本サービスの詳細については当社が決定するものとし、当社はこれ随時見直すことができるものとします。

第4条(本契約の成立)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」といいます)は、当社に対し、当社所定の申込書(以下「本申込書」といいます)を提出することにより、本サービスの利用を申込みものとします。当社は、本申込書の提出をもって、利用希望者が本条件に同意したものとみなします。
2. 当社は、前項の申込みについて、当社所定の審査基準(以下「審査基準」といいます)に従って、利用希望者を審査し、審査基準を満たさない場合には速やかに利用希望者にその旨を通知します。また、当社は、かかる利用希望者の申込みを承諾しない場合であっても、その理由を通知する義務を負いません。
3. 本条件に基づき、当社と利用希望者との間に本サービスの利用契約(以下「本契約」といいます)は、当社が審査基準を満たした利用希望者の申込みを承諾した時点又は当社が不備のない申込書の受付処理を完了した時点をもって成立します。

第5条(本サービスの対価及び支払条件)

1. 本サービスの対価については、本申込書において定めるとおりとします。なお、対価のうち、追加の校正確認料金は1回につき10万円(税抜)、「ぐるなび PRO」TOP ページからの本広告への誘導期間の延長は1週間あたり10万円(税抜)をお支払いいただけます。
2. 本サービスの対価とは別に、契約者が本サービスを利用するにあたり発生する取材にかかる交通費、宿泊費等の実費は、契約者が負

担するものとします。

3. 当社は、本サービスの対価及び実費にかかる請求書を本広告の掲載月の月末までに契約者に対し発行し、契約者は、その翌月末日までに、別途定める方法にて当社に支払うものとします。なお、振込手数料は契約者が負担するものとします。

第6条(契約期間)

本契約の有効期間(以下「本契約期間」といいます)は、本契約成立の日より本広告の掲載期間(アーカイブへの掲載期間は除きます)が終了するまでとします。

第7条(申込みのキャンセル等)

1. 契約者は、本サービスへの申込後、キャンセル又は当社と契約者との間での別途協議の上決定した取材日の変更(以下「キャンセル等」といいます)をすることができないものとします。
2. 契約者は、本サービスへの申込後に当該申込みのキャンセルを希望する場合には、キャンセル料として、当社に対し、以下の金額を支払うものとします。
 - (1) 申込から取材完了時点までのキャンセル:本サービスの対価の50%
 - (2) 仮掲載確認完了前までのキャンセル:本サービスの対価の80%
 - (3) 掲載開始日の1営業日前からのキャンセル:本サービスの対価の100%

第8条(本広告の制作)

1. 契約者は、当社が別途指定する原稿及び契約者情報を当社の指定する方法により、当社に提供し、当社は、契約者と事前に協議の上、本広告の内容を決定し、これに従い本広告を制作します。
2. 本広告の掲載にあたっては、省庁及び業界の広告ガイドライン並びに当社の広告掲載基準を遵守していただきます。
3. 本広告からの他へのリンクについては、当社が承諾した場合のみ可能です。

第9条(権利帰属)

1. 契約者から当社に提供された契約者情報にかかる一切の権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益に係る権利を含む。以下同じ)は、契約者に帰属する。当社は、本サービスの提供の目的のために、契約者情報を利用することができるものとする。
2. 本広告その他当社が制作、編集した文書、画像その他データ等(前項に基づき契約者に帰属するものを除き、以下総称して「本コンテンツ」といいます)にかかる一切の権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益に係る権利を含む。以下同じ)は、当社又は本コンテンツ等に関する権利を有する者に帰属する。当社は、本サービスの利用は、契約者に対し本コンテンツの利用を許諾するものではない。

第10条(本コンテンツの二次利用の範囲)

1. 本コンテンツの二次利用の範囲は、契約者の運営するウェブページ若しくは契約者が作成する印刷媒体又は別途当社が承諾した媒体における利用とします。なお、かかる利用の対価は申込書又は別途当社と契約者との間で定めるものとします。
2. 契約者は、本コンテンツについて、前項に定める利用範囲を利用を希望する場合は、当社にその旨を申請し、当社の承諾を得るものとします。
3. 契約者は、前2項に従い本コンテンツを利用する場合、別途当社が指定する利用方法に従うものとします。
4. 契約者が当社の承諾を得ずに本コンテンツを当社の指定する利用範囲を超えて利用した場合、当社は、その利用期間に応じて当社所定の二次利用料(利用期間が1年未満の場合は、1年間の二次利用料)に相当する金額を契約者に対し請求することができ、契約者は速やかにこれを支払うものとします。本項に定める違約金の支払いは、当社から契約者に対する追加の損害賠償請求を妨げない。

第11条(契約者の責任)

1. 契約者は、本広告が、第三者(契約者の従業員、シェフ等を含むがこれらに限られません)の著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権その他第三者のいかなる権利をも侵害することのないよう、契約者の責任と負担において当該第三者との間で必要な全ての権利処理をあらかじめ完了させるものとします。
2. 当社による契約者情報の利用に起因し又はこれに関連して、当社又は契約者と第三者との間で紛争が生じた場合(ただし、当該紛争が当社の責に帰すべき事由により生じた場合を除きます)、契約者は、当社を免責し、契約者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負うものとします。ただし、その必要があると当社が判断した場合は、当社は当該紛争に対応することができ、契約者は、当社が当該紛争に対応したことによって発生した費用全額(訴訟費用、弁護士費用等を含むがこれらにかぎられない)を負担するものとします。

第12条(禁止事項)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為

(次の各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為を含む)を行ってはならないものとします。

- (1) 第三者に本サービスの提供主体又は商品若しくは役務の提供主体等について誤認混同を生じさせる行為
 - (2) 当社若しくは第三者の商品若しくはサービスを誹謗中傷する行為又は当社若しくは第三者の品位や名誉を傷つける行為
 - (3) 著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権等第三者の権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益に係る権利を含む)を侵害する行為
 - (4) 法令に違反する行為
 - (5) 公序良俗に反する行為
 - (6) 特定の政治活動、思想活動、宗教活動を行い、又はこれらを助長する行為
 - (7) 第三者に対して迷惑を蒙らせる行為
 - (8) 当社の事業又は本サービスの提供に支障を及ぼす行為
 - (9) その他当社が別途禁止する行為
2. 契約者が前項に違反した場合は、当社は、契約者に対して、当該違反行為の中止を求めることができ、契約者はこれに応じなければならないものとします。また、この場合、当社は、本サービスの全部又は一部の提供を、予告なく停止することができるものとします。

第13条(本サービスの提供の中断等)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供の全部又は一部を中断することができるものとします。この場合、契約者に対し、事前にその旨を通知します。但し、事前の通知が不可能な場合又は緊急を要する場合は除きます。
- (1) 当社の設備、サーバー及びシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合等のために必要な場合
 - (2) 電機通信事業者等が、電気通信サービスの提供を停止した場合
 - (3) 地震、台風、津波その他の天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ、疾病、社会的混乱、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令その他政府による行為等当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合
 - (4) 第三者のサービスを利用して本サービスを提供している場合で、当該第三者の設備、サーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合等当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合
2. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合(以下の各号に該当するおそれのあると当社が判断した場合も含みます)、本サービスの提供の全部又は一部を予告なく中断することができるものとします。
- (1) 契約者が本約款に違反し、当社からの改善要請に応じない場合
 - (2) 契約者の関係者が逮捕、起訴された場合
 - (3) 本サービスの提供の対価その他当社への支払が遅滞した場合
 - (4) その他当社が合理的な理由により本サービスの提供が不適当と判断した場合
3. 当社が、前2項の定めに基づき、本サービスの提供の全部又は一部を中断した場合に、契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。また、当該中断期間中の本サービスの提供の対価については協議の上決定するものとします。

第14条(本契約の解除)

1. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対する何らの通知・催告なしに、本契約を直ちに解除することができるものとします。
- (1) 契約者が本契約に違反し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、なお是正されない場合
 - (2) 契約者が相当期間経過後も契約者の責めに帰すべき事由により本サービスの提供ができない場合
 - (3) 契約者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、又は審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
 - (4) 契約者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
 - (5) 契約者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
 - (6) 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によつて、契約者の所在が不明となった場合
 - (7) 契約者が仮差押え、仮処分、差押え若しくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合
 - (8) 契約者が支払を停止し、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けた場合
 - (9) 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (10) 前3号のほか、契約者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
 - (11) 契約者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
 - (12) 契約者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合

- (13) 契約者による当社への過度な要求があった場合
 - (14) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
 - (15) その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する場合、当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。
3. 本条第3条による解除権の行使は、契約者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また、当社は契約者に対して本条第2項に従って算出した本サービスの提供の対価を請求できるものとします。

第15条(本契約終了後の取扱い)

本契約の終了事由のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、当該終了時に本約款に基づく未履行の債務があるときは、当該債務については、そのすべての履行が終了するまでは、本約款が適用されるものとします。

第16条(不可抗力)

当社は、天災、地変、戦争、騒乱、伝染病、疫病、労働争議、火災、法令の制定若しくは改廃、政府又は地方公共団体による規制その他の行為、電気若しくは通信事業者その他の第三者による履行遅滞、債務不履行その他の不可抗力により直接的又は間接的に引き起こされた、本契約に基づく債務の履行遅滞その他の債務不履行について、契約者にいかなる責任も負わないものとします。

第17条(秘密保持)

1. 当社及び契約者は、本契約に関連して、相手方が開示の際に秘密の旨を表示して開示した情報(以下「秘密情報」といいます)を善良な管理者の注意義務をもって管理し、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本サービスの提供の遂行の提供の目的以外に使用してはならないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれません。
- (1) 開示された時点ですでに公知であった情報又は既に当社又は契約者が適法に保有していた情報
 - (2) 開示後、当社又は契約者の責によらず、公知となった情報
 - (3) 当社又は契約者が秘密保持義務を負うことなく、第三者から入手した情報
 - (4) 当社又は契約者が独自に開発した情報
3. 前項の定めにかかわらず、行政機関、司法機関その他の公的機関、金融商品取引所等から、法令上・規則(金融商品取引所の定める規程・規則を含む)上の正当な権限に基づき強制力をもって秘密情報の開示を要請された場合、当社又は契約者は、強制された範囲で秘密情報を開示することができるものとします。但し、この場合、当社又は契約者は、開示前又はやむを得ない場合は開示後遅滞なく相手方に対しその旨を通知しなければならないものとします。

第18条(個人情報の取扱い)

1. 当社は、本契約に関連して取得した個人情報を個人情報保護法(個人情報保護法ガイドラインその他関連する法令等を含みます。本条において以下同じ)及び当社のホームページ上において定める「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 契約者は、本契約に関連して取得した個人情報を個人情報保護法に従って適切に取り扱うものとします。

第19条(損害賠償)

1. 本約款で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスの提供に起因し又はこれに関連して、当社が契約者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実に発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)の範囲に限られ、かつ、本サービスの提供の対価に相当する金額を限度とします。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。
2. 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用されます。
3. 契約者又は契約者の役職員その他契約者の関係者が本約款に違反する行為により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

第20条(反社会的勢力の排除)

1. 当社及び契約者は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当しないこと、また各号のいずれにも関係がないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約するものとします。
- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む)
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (6) その他前各号に準ずる者(以下、前各号に該当する者を含み、

総称して「反社会的勢力」といいます)

2. 当社及び契約者は、前項各号のいずれかに該当することとなった場合、又は同各号のいずれかと関係が生じた場合は、直ちに相手方に通知する。
3. 当社及び契約者は、自ら又は第三者をして次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 取引に関して、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行為
 - (5) 自身が前項各号に該当する者である、又はその関係者である旨を伝えるなどする行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為
4. 当社及び契約者は、前項の該当性を判断するために必要と判断した場合は相手方に対し、必要に応じて説明又は資料の提出を求めることができ、相手方はこれに速やかに応じるものとします。
5. 当社及び契約者は、相手方より第 2 項の通知を受けた場合又は相手方が前項に違反した場合には、相手方に対し、何らの通知及び催告なしに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、当社及び契約者は、相手方に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第21条(再委託)

当社は、当社の責任において、本サービスの提供の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

第22条(権利義務の承継等)

契約者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位又は本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第23条(契約者に対する通知・届出)

1. 当社から契約者に対する通知は、申込書により当社に届け出た電子メールアドレスへの電子メールの送信、契約者の住所への書面の送付等、当社が適当と判断した方法によるものとします。なお、当社が電子メールの送信により通知を行う場合、当該通知は、当社が電子メールを発信した時点に行われたものとします。
2. 申込書の記載事項に変更が生じる場合は、事前に(やむを得ない場合は事後遅滞なく)、当社に対し、当社所定の方法に従い、届け出るものとします。
3. 当社からの契約者に対する通知について、前項の届出義務の懈怠により延滞又は不到達となり、これによって、契約者が不利益を被った場合であっても、当社は一切その責任を負いません。
4. 契約者は、本契約の対象となる事業を第三者に承継させる場合(合併、会社分割、事業譲渡を含むが、これらに限られない)、当社に対し、当社所定の方法に従い、その旨を届け出るものとします。当社は、当該届出の内容を確認の上、契約者に対して必要な資料の提出等を要請することができ、契約者はこれに対応するものとします。但し、当該届出をもって、第 23 条に定める義務(権利義務の承継等)を免れないものとします。

第24条(存続条項)

原因のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、第 9 条(権利帰属)、第 15 条(本契約終了後の取扱い)、第 17 条(秘密保持)、第 18 条(個人情報の取扱い)、第 19 条(損害賠償)、第 22 条(権利義務の承継等)、本条及び第 26 条(準拠法及び裁判管轄)は有効に存続します。但し、第 17 条(秘密保持)については、3 年間に限り存続します。

第25条(準拠法及び裁判管轄)

1. 本契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠する。
2. 契約者及び当社は、本契約に起因し又はこれに関連する一切の争訟について、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

以上
制定日 2021 年 6 月 30 日
改定日 2023 年 6 月 7 日